

全項目評価書の主な変更内容（介護保険に関する事務）

主旨

厚労省より平成 30 年 12 月 21 日に以下のような事務処理の変更が通知された。

介護保険に係るサービス検索や申請手続について本年度からオンライン化（介護ワンストップサービス）を進めることとされており、要介護認定申請等について、内閣府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用することで、介護保険申請手続の検索・オンライン申請を可能とするもの。

委託先の日本郵便が民間送達サービス事業を受託するにあたり、個人番号が記載された申請書を印刷配送する。

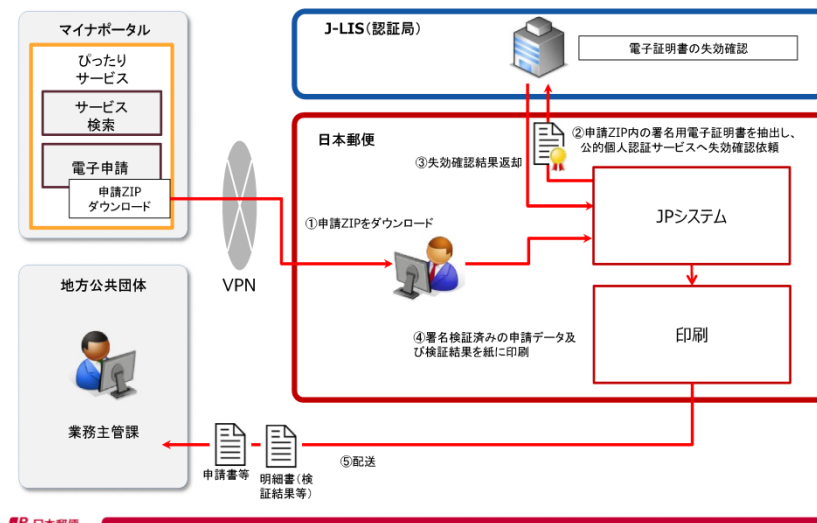
事務処理概要

- (1)要介護・要支援認定申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (2)要介護・要支援更新認定申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (3)要介護・要支援区分変更申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (4)被保険者証・負担割合証の再交付（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (5)高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (6)負担限度額認定申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (7)福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (8)居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）

ぴったりサービス運用フロー（Dパターン）

Confidentia
日本郵便株式会社

電子申請データのダウンロード・署名検証・印刷・配送



（利用者がマイナポータル上で電子申請）

- ①委託先の日本郵便において、申請 ZIP をダウンロードする。
- ②申請 ZIP 内の署名用電子証明書を認証局に失効確認を依頼する。
- ③認証局から失効確認結果が返却される。
- ④署名検証済みの申請情報を印刷する。
- ⑤保険者に配送する。

評価書変更点

・委託先の追加

日本郵便が提供する電子申請サービス（ぴったりサービス）を導入するにあたって、取り扱う特定個人情報は、保険者の特定個人情報保護評価書の委託に関する記載に変更が必要になります。

・使用するシステムの追加

民間送達サービス事業の利用 ※日本郵便に電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託を行うもの。

スケジュール

電子申請書登録予定時期	: 令和 2 年 1 月頃
日本郵便とのテスト開始時期	: 令和 2 年 2 月頃
電子申請開始時期	: 令和 2 年 3 月頃

その他

情報提供ネットワークシステムによる情報連携における情報提供先の追加による所要の改正

- (1) 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の33)
- (2) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の39)
- (3) 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の58)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の108)